

さいわい荘居宅サービス重要事項説明書

～短期入所生活介護用（介護予防）～

当事業所は介護保険の指定を受けています。
山形県指定第0672700150号

目 次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. サービス利用にあたっての留意事項	7
6. 事故発生時の対応について	7
7. 緊急時における対応方法について	8
8. 非常災害対策について	8
9. 衛生管理等について	8
10. 虐待の防止について	8
11. 身体拘束等の禁止について	8
12. 業務継続計画の策定等について	9
13. 連絡及び苦情の受付について	9
14. 利用料金（別表1）	10

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」・「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

さいわい荘居宅サービス重要事項説明書

短期入所生活介護事業所用 介護予防短期入所生活介護事業所用

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人小国福社会
- (2) 法人所在地 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢563番地1
- (3) 電話番号 0238-62-3821 FAX 0238-62-3822
- (4) 代表者氏名 理事長 小池 克昌
- (5) 設立年月日 昭和58年5月27日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

- 指定短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームさいわい荘）
平成12年2月1日指定 山形県0672700150号
- 指定介護予防短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームさいわい荘）
平成18年3月14日指定 山形県0672700150号

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホームさいわい荘
- (4) 事業所の所在地 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢563番地1
- (5) 電話番号 0238-62-3821 FAX 0238-62-3822
- (6) 事業所長（管理者）氏名 渡部 豊
- (7) 当事業所の運営方針

- ① 介護保険法および老人福祉の理念に基づき、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう公正なサービスを提供し、老人福祉の実現を期する。
- ② 利用者の人間性と人権を尊重し、明るく温かな環境の中で、生き甲斐のある生活ができるよう支援する。
- ③ 常に誠意をもってサービス向上に当たり、専門性を高めるとともに、地域社会の信頼に応えられるよう努める。

(8) 開設（サービス開始）年月日

- 短期入所生活介護 昭和59年4月1日
- 介護予防短期入所生活介護 平成18年4月1日

(9) 通常の事業の実施地域 山形県西置賜郡小国町全域

(10) 営業日及び営業時間

項 目	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
営 業 日	年中無休
受 付 時 間	8:30～17:30
サービス提供時間	24時間

(11) 利用定員

短期入所生活介護 6人

(12) 居室等の概要(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申出ください。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室 数	備 考
4 人 部 屋	1 室	33㎡
1 人 部 屋	2 室	21.6㎡
合 計	3 室	
食 堂	3 室	
浴 室	3 室	一般浴槽(1) 機械浴・特殊浴槽(2) 個浴槽(1)
医 務 室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所に義務付けられている施設・設備です。

この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

トイレは共用となりますが、心身の状況やご希望によりポータブルトイレが使用できます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

<主な職員配置の状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 事業所長（管理者）	$\frac{1}{8}$ 名	
2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職員	3名	2名
4. 看護職員	(1)名	
5. 機能訓練指導員	(1)名	(1)名
6. 医 師	(3)名	必要数
7. 管理栄養士	(1)名	(1)名

() は兼務職です。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

(例) 週20時間勤務の介護職員が4名いる場合、常勤換算では、2名(20時間×4名÷40時間=2名)となります。

<職務内容>

①施設長（管理者）

施設の業務を統括し、職員を指導監督します。

②生活相談員

施設の入退所手続きに関することや、入所者または家族に対する相談援助を行います。

③介護職員

施設サービス計画に基づいて、入所者の日常生活のお世話及び介護を担当します。

④看護職員

利用者等に対する医師の診察の補助及び看護、健康管理、施設全般の保健衛生管理を担当します。

⑤機能訓練指導員（看護職員1名との兼務）

日常生活機能の減退を防止する訓練業務を担当します。

⑦医師（嘱託）

入所者の健康状態を把握し、診察、健康管理、保健衛生等を行います。

⑧管理栄養士

利用者に提供する食事の栄養管理、調理員との連絡・調整等に当たります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	内 科 週 2 回 14:00～14:40
	精神科 第一・第三木曜日 14:50～15:30

	勤 務 時 間	最低配置人員	勤 務 時 間	最低配置人員
2. 介 護 職 員	6:30～7:00	8名	15:30～16:00	14名
	7:00～7:30	9名	16:00～16:30	13名
	7:30～9:15	10名	16:30～18:15	12名
	9:15～9:30	13名	18:15～19:30	9名
	9:30～10:30	8名	19:30～翌6:30	5名
	10:30～15:30	12名		
3. 介 助 員	7:30～9:00	2名	13:15～14:00	4名
	9:00～9:15	6名	14:00～17:00	6名
	9:15～9:30	8名	17:00～18:00	3名
	9:30～13:15	6名		
4. 看 護 職 員	7:30～8:30	1名	16:30～17:30	4名
	8:30～9:00	2名	17:30～18:00	2名
	9:00～10:00	4名	18:00～19:00	1名
	10:00～16:30	5名		

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

また、それぞれのサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、別表1のとおり介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食	昼食	夕食
8：00～	12：00～	18：00～

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回行います。

④ 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練担当看護師により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。また、日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練には介護職員も支援します。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行われるよう援助します。

<標準的サービス利用料金（1日あたり）> （契約書第8条参照）

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

別表1の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払いください。

- ☆ 収入により減免される場合があります。
- ☆ 負担限度認定を受けている場合は、認定証に記載している金額となります。
- ☆ 加算料金は、体制が整備されている場合や利用のある場合加算されます。
- ☆ 小国町内以外の地域から送迎の場合は、町境から片道1kmにつき50円が更に加算されます。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請のために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の金額がご契約者の負担となります。

② 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③ 理容サービス

理容師の出張による理容サービス（調髪・顔剃）をご利用いただけます。

理容料金：理容組合出張理容料金による。

④ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当である物に係る費用をご負担いただきます。

⑦ 個人用テレビをご使用になる場合には、1日40円をご負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご通知します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

利用料金・費用は1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、郵便局の自動振込（口座振替）または現金によりお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申出てください。

○ 利用予定日前日までに申出がなく、当日になって利用の中止の申出をされた場合、取消

料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	当日の利用料金の10%（自己負担相当額）

- サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間サービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5. サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用にあたって、次の点に留意する。

- ①日課は、居宅介護サービス計画に基づき利用者等への説明、同意のもと実施されますが、利用者等は自身のサービス計画達成に向け日課に協力するとともにより安心な生活を目指し、他の利用者等との相互の親睦を図ってください。
- ②利用者は、施設設備及び備品等を大切に取り扱い、建物、設備、備品等を損傷しないよう留意してください。
- ③利用者及び家族は、利用者又は家族が伝染性の病気、伝染病等身体に疑わしい症状が現れた場合、速やかに主治医に受診し、医師の意見のもと指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を利用してください。
- ④利用者は、避難訓練等に積極的に参加し、防災意識の高揚に努めてください。
- ⑤利用者が喫煙する場合、予め施設が指定した場所で喫煙してください。
- ⑥利用者の持参品は、衣類、日用品、処方薬等施設を利用するにあたり必要な物品のみとし、ペット及び危険物、高価な金品等の持ち込みはご遠慮ください。
- ⑦利用者又は家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、ご契約者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合はサービスの中断や契約の解除となる場合があります。

6. 事故発生時の対応について

当施設では、安全対策担当者を定め事故の再発防止に努めます。

サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、保険者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った処置を記録します。

また、ご利用者の生命・身体・財産に損害を賠償します。

ただし、損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、その程度に応じて施設の損害賠償責任は軽減されます。

7. 緊急時における対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡、ご家族への連絡及び必要な措置を講じます。

8. 非常災害対策について

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。非常災害に関する具体的な計画（別に定める「さいわい荘防災計画」）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を行います。

9. 衛生管理等について

当施設では、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととし、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 前(3)に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

10. 虐待の防止について

当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に開催するために研修計画を定める。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

また、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告します。

11. 身体的拘束等の禁止について

当施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行いません。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

また、施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可

能)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

また施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 連絡及び苦情の受付について(契約書第23条参照)

(1) 当事業所における連絡及び苦情の受付

当事業所における連絡及び苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 連絡・苦情受付窓口(担当者) TEL0238-62-3821 FAX0238-62-3822
・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

業務課長兼生活相談員 齋藤真治子
生活相談員 山口茜

- 受付時間 ・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを面会簿記載台脇に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小国町健康福祉課	所在地 山形県西置賜郡小国町大字あけぼの1丁目1番 電話番号 0238-61-1000 FAX 0238-61-1005 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス推進室	所在地 山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0238-87-8006 FAX 0237-83-3354 受付時間 9:00～16:00
山形県社会福祉協議会	所在地 山形県山形市小白川2丁目3番31号 電話番号 023-625-4162 FAX 023-626-1623 受付時間 9:00～17:00

短期入所生活介護・介護予防短期入所 生活介護サービス利用料金（1日あたり）

（令和6年8月1日改正）

（単位：円）

	要介護度及び算定項目	介護報酬額	利用者負担割合			備 考
			1割負担	2割負担	3割負担	
基本介護料	要支援1	4,510	451	902	1,353	
	要支援2	5,610	561	1,122	1,683	
	要介護1	6,030	603	1,206	1,809	
	要介護2	6,720	672	1,344	2,016	
	要介護3	7,450	745	1,490	2,235	
	要介護4	8,150	815	1,630	2,445	
	要介護5	8,840	884	1,768	2,652	
加算料	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	150	15	30	45	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220	22	44	66	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	請求総額×14.0%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	請求総額×13.6%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
	送迎加算	1,840	184	368	552	送迎利用時
	緊急短期入所受入加算	900	90	180	270	緊急利用時

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食 費	300	600	① 1,000 ② 1,300	1,712 朝454 昼654 夕604
滞在費（多床室）	0	430	430	915
合 計	300	1,030	① 1,430 ② 1,730	2,627

第1段階から第3段階の方は低所得者が対象で、1日の食費は1,445円（朝：390円・昼：549円・夕：506円）となり、個人負担分の他は介護保険から支払われます。
例えば、第2段階の方が朝食と昼食を召し上がった場合、食費として939円となります。個人負担が600円なので、残りの339円が介護保険から支払われます。

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護施設 特別養護老人ホームさいわい荘

説明者職名 氏 名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 小国町大字 氏 名 ㊞

代理人 小国町大字 氏 名 ㊞